

# 新しい風ニュース NO177

やまがたの環境とくらしを考える会(継214)

岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町 ともまさ 2006年6月16日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ [tera-t@ktroad.ne.jp](mailto:tera-t@ktroad.ne.jp)

私のブログにアクセスするには「てらまち・ねっと」で検索してください

## 山県市の職員による横領事件が発覚

山県市の職員による横領事件が発覚しました。「有線テレビの加入料(5万2千円)と、利用料の一部を、何度も金庫から持ち出し、2人は、一時保管金庫から430万円持ち出し、1人は、テープなど資材470万円相当を持ち出した」(新聞等)。そして、市民の方4人から市議会に右のページの請願を出して欲しいとの要請があり、私が紹介議員となって、6月13日に議長に提出しました。同日の議会運営委員会で、20日の本会議で追加提案、紹介議員の提案の趣旨説明のあと、質疑を行い、21日10時開会の総務委員会に付託する方向が合意されました。総務委員会のみなさんの審議を期待しましょう。

<p>5月23日 中日新聞</p> <p>広報 「やまがた」 6月号 ↓</p>	<h3>山県市2職員横領</h3> <p>有線TV 加入料など数百万円</p> <p>岐阜県山県市の男性職員(一人)が市の公金を合わせて数百万円横領していたことが二十一日分かった。市は近く二人を処分し、刑事告訴する方針。関係者の話によると、二人は市が運営する有線テレビ局「山県市有線テレビ(CCY)」の業務を担当。CCYの加入料や経費などが保管されていた金庫から、合わせて現金数百万円を長期間にわたって何度も持ち出し、着服したという。二人は共犯ではなく、それぞれ単独で犯行を繰り返していた。二人とも着服を認めているという。四月に市の会計担当者が帳簿などを精査した際、数字が合わなかったことから発覚した。金庫はダイヤル式で、二人とも金庫の番号を知っていた。CCYは旧高富町の有線テレビ局として一九九四年から放送を開始。山県市の合併に合わせて市内全域に放送エリアを広げた。現在、市職員十人弱が勤務。きめの細かい地域情報などが好評で、任意加入だが市内約二万世帯の大部分が加入している。</p>
<p>◎影山春男 ○宮田軍作 吉田茂広 寺町知正 渡辺政勝 藤垣邦成 大西克巳</p>	<p>五月十二日、山県市議会臨時会を開催。議長、副議長の選出が行われました。議長には久保田均氏、副議長には横山善道氏が、監査委員には村瀬伊織氏が選出されました。各委員の構成は次のとおりです。</p> <p>(◎委員長、○副委員長)</p> <p>議会運営委員 ◎藤根圓六 ○横山善道 後藤利瑗 武藤孝成 影山春男 総務委員会 ◎後藤利瑗 ○河口國昭 尾関律子 横山哲夫 村瀬隆彦 横山善道 小森英明 久保田均 産業建設委員会 ◎武藤孝成 ○田垣隆司 谷村松男 中田静枝 藤根圓六 村橋安治 村瀬伊織 文教厚生委員会</p>

## 山口市における不祥事根絶のための措置を求める請願書

2006年6月13日

山口市議会議長 久保田 均 様

### 請 願 趣 旨

このほどあきらかになった山口市職員による公金の横領事件は、自治体合併後、間もない市民にとって大きなショックであり、市民として心を痛めています。

合併前の旧山県郡三町村時代から、公務員による不祥事は、決して、少なくありません。

旧高富町では、不祥事が顕著であったことなどから、職員に関しては倫理規程、町長と議員に関しては倫理条例が制定されていました。しかし、合併後、この制度は山口市に引き継がれていません。

また、今回の横領事件に関して、行為職員の氏名などすら明らかにされておらず、市民の間では「身内意識のあらわれだ」などの会話もされています。山口市の懲戒関係の条例や規則には、不祥事、非違行為などに関して、公表基準すらないと聞きます。

市長は、お詫び文において「綱紀肅正と倫理観の醸成に努め、市民の信頼回復に不退転の決意で臨んで参る」としています。市の全体を掌握する市長及びチェック機関とも両輪ともいわれる市議会には、二度とこのようなことのないように、事実の解明と市民への説明、そして対策を講じていただきたく切望いたします。

そこで私たちは、不祥事を根絶し、市民の信頼を回復するために、議会及び行政が速やかに下記の措置を講じられることを求めて、地方自治法第124条によって、以下を請願いたします。

### 請 願 項 目

1. 今回の事案の詳細を市民にあきらかにすること。
2. 山口市の条例や規則に、不祥事、非違行為などに関して、公表によって抑止力が作用しかつ市の説明責任の果たせる実効を期待できるところの、「事案及び氏名等の公表基準」を定めること。
3. 山口市の公務員による不祥事をなくすため、行為の類型によっては罰則も規定したところの、次の条例を制定すること(必要に応じて併合条例はあり得る)。
  - (1)常勤職員の倫理条例
  - (2)非常勤職員の倫理条例
  - (3)常勤特別職としての市長及び助役の倫理条例
  - (4)非常勤特別職としての議員の倫理条例

請願者 もうガマンできない山県市民の集まり (4名連名)

【近況】2月以来、この新しい風ニュースの発行がされず、「どうしてる?」と思われたかもしれません。市や議会、まちのことをお伝えすることを滞ってすみません。(2年前の母に続いて)今年1月に父が他界し、いろいろと複雑です。そろそろ、復活いたします。よろしくお願ひします。なお、インターネットの私の日記・ブログ「てらまち・ねっと」は、毎日多数の人がご覧くださっているようで、嬉しいです。時には、コメント(ご意見の書き込み)なども頂いています。あなたも、ぜひ、ご覧下さい。

## 市の施設の不法占有問題と市の損害、その後の対応

旧美山町の施設が不適正な利用をされ、諸費用なども市が払っていておかしいとの指摘があり、一般質問でとりあげました。

市は、既に立ち退き要求し、一部の返還も求めていると答えました。

しかし、その額なども中途半端に思え、法令の範囲できっちりと請求するよう求めました。私のところには、質問の報道などを見て、市民の方からも、「とんでもない、どうなっている」と声が届いていました。

この6月議会で、市長から、話し合いが折り合わないで、立ち退き要求と未返還分を請求する訴訟を提起したいとの議案が提出されました。

### 《質問要旨》

私のところに、自治体合併前の美山町時代から、既に使用をやめていた公的施設を民間に無料で近いくらいで貸しているとの指摘があった。調べてみて、その使用に関して、当然の使用料や電気代などが納められていない。

そもそも、不法占有(使用)であるにもかかわらず、旧美山町そして現在の山口市にまでそれが継続している。長年のこの事態は、行政の怠りであり、損害も多大であるにもかかわらず放置されている。そこで問う。

(以下、12項目の質問。詳細はHPをどうぞ)

答弁は改めて掲載します。

<p>市設 山有 明け渡し求め提訴へ 市側が地元企業を相手</p>	<p>山県市青波の市有施設を、地元民間企業が従業員寮として使用し続けている問題で同市は五日までに、この企業に対し施設維持管理費の支払いと施設明け渡しを求めると損害賠償請求訴訟を提起することを決めた。</p> <p>同施設は、一九八六(昭和六十一)年まで老人ホームとして使われていた。老人ホームの移転で建物空き、施設の有効活用と地元企業振興策の一貫で、地元企業を任意組合とする施設利用組合と委託契約を締結。同施設の施設管理を委託するとともに従業員宿舎として一室二千万円で貸し出した。その後、建物の老朽化が進み、市は合併を期に正式に取り壊しを決</p>	<p>定。市が企業側に明け渡しを要求しているが、折り合いがつかない。現在、地元民間企業一社が十四部屋中七部屋を利用。市は企業に対し、今年四月三十日を期限として、過去五年間のガス代など維持管理費の未払い分約三百八十万円の支払いと建物の明け渡しを要求。企業側は二〇〇五年度分の維持管理費はすでに支払ったが、〇一〇四年度分の約二百七十万円が未払いのまま建物の明け渡しにも応じていないことから、訴訟に踏み切ることを決めた。</p>	<p>同市は十二日に開会する市議会定例会に、訴訟の提起についての同意を求める議案を提出する。</p>
<p>6月6日岐阜新聞 ↑</p> <p>次期最終処分場の計画策定</p> <p>【一般廃棄物処理行政】柳原議員が最終処分場と焼却施設の建設計画について質問。宇野邦朗環境事業部長は「北野阿原最終処分場の埋め立てが平成二十一年度末でほぼ完了するため、本年度は次期最終処分場計画を策定し、候補地の地権者の了解を得て、地形・地質調査、生活環境調査を行う。焼却施設においても、掛洞プラントが老朽化しており、早急に次の施設を建設しなければならぬ。喫緊の課題ととらえて対応したい」と答えた。</p> <p>「産業不法投棄問題に専門的に取り組む新たな部を設置するべき」との提案に対し、細江市長は「環境行政の重要性は認識しているが、限られた人数で対応しなければならぬ。それぞれの役割を精査し、組織の在り方を研究させたい」と答えた。</p>	<p>6月15日岐阜新聞 岐阜市議会一般質問のこと ↓</p>		

## 山県市のゴミ処理、単独か、岐阜市と共同化か

山県市は現在、県のゴミ処理広域化計画にのっとなって、山県市民の一般ゴミ(生活ゴミ)を岐阜市の焼却施設に委託することで、広域処理(岐阜市の1/3分と山県市分)しています。が、2010年に岐阜市との委託契約が終了します。

その次の計画について、山県市がコンサルに委託して経費試算などしたところ、岐阜市と共同で建設・運営がもっとも経済的であることが判明しています。

焼却施設建設とその後の20年間の運用・維持費は、山県市議会の答弁では、岐阜市との広域処理の場合の山県市の負担は合計49億円、山県市単独の場合の山県市の負担は81億円と出ています。

岐阜市にとっても、財政が厳しい中で広域処理のほうが経済的であることは同様のはず。

しかし、山県市(長)は、岐阜市と一緒に組むと施設用地を山県市内で出すよう求められるし、地元の同意を得るのが大変だから「山県市単独処理」がいい、というあまりに安易で無責任な考えです。旧美山町内にある粗大ゴミ処理施設の敷地内に山県市単独で建設し、運営することを選択しました。今、美山現地の環境アセスメント着手と事業計画の仕様書づくりに入る段階です。

住民監査請求は3月10日に行いましたが、監査委員が5月8日付けで棄却しました。

私たちは、山県市単独事業の差し止め、もし強行した場合には、岐阜市と広域処理した場合に要すると考えられる費用(49億円)を超えた部分(81億円-49億円=)32億円の支出は市長や職員個人が市に弁済すること、また、国は県や市に対して、「広域処理のほうが効率がよい」と指摘していることから、もし、合併特例債(交付税約12億円)や交付金(約9億円)が受けられない場合はその分を山県市が独自で拠出することになるので同額を弁済すること、などを求めて岐阜地裁に提訴しました。

2006.6.8 読売

山県市のゴミ処理施設  
計画差し止め  
求め住民訴訟

山県市が計画しているゴミ処理施設を巡り、市の計画を遂行すれば市民に多大な損害を与えるとして、寺町知正市議(52)らが7日、平野元市長を相手取り、ゴミ処理計画の差し止めなどを求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。

訴状によると、山県市は現在、岐阜市との共同処分場でゴミ処理をする「広域処理」をしているが、2010年で岐阜市との協定期限が切れるため、老朽化した共同処分場に代わる新たな処理施設を単独で建設しようとして計画を進めている。

しかし、原告側は、市単独ではなく岐阜市との共同処分場を新設するべきだと主張。市単独で建設する場合と比べて、人件費や運営費を約30億円削減できるほか、交付金も受けられやすくなる―などの利点をあげている。

なお、監査委員の監査結果中には、今年3月28日、市自治会連合会から山県市単独のゴミ処理施設の建設を積極的に進めて欲しいとの要望書が提出されている、とありました。

ところで、左のページの一番下の新聞の記事をご注目ください。

現在、山県市が焼却を委託しているのは岐阜市の西北部にある「掛洞プラント」です。

岐阜市議会の6月14日の一般質問では、「宇野邦朗環境事業部長は、『焼却施設においても、掛洞プラントが老朽化しており、早急に次の施設を建設しなければならない。喫緊の課題ととらえて対応したい』と答えた」と報道されています。

次期プラントの建設が両市の急務な課題。コア100万都市とか。政令市をめざすという岐阜市、周辺のととの協調は不可欠。岐阜市、山県市とも仕切りなおす努力をして欲しい。